

埼玉学園大学・川口短期大学 機関リポジトリ

A Study on SME Finance System in China : Focusing on SME Policy from 1978 to 2018

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-03-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤井, 喜一郎, FUJII, Kiichiro メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/1153

This work is licensed under a Creative Commons
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0
International License.



中国の中小企業金融制度に関する一考察

— 1978～2018年の中小企業政策を巡って —

A Study on SME Finance System in China

Focusing on SME Policy from 1978 to 2018

藤 井 喜一郎

FUJII, Kiichiro

中国の経済発展における中小企業の資金調達、依然として最重要な課題である。中国経済が間接金融、特に大銀行に依存する中で、銀行側には中小企業に融資インセンティブが小さいという根本的な問題がある。中国の民間企業が中心の中小企業に焦点を当てた政策は90年代後半より登場するようになり、現在では農業関連や零細企業向け融資促進を目的とした民間銀行の設立など中小企業育成策が取り組まれている。一方で資金調達、技術革新、人材確保といった面で大きな課題を抱えており、中小企業政策に対する注目度が高まっている。

I はじめに

中国では1978年の計画経済システムから市場経済体制への移行に伴い、所有区分に応じた制度構築や私営企業の発展奨励策などの政策を展開してきた。2015年末における中国国内の企業総数は約2,186万社、その90%以上が中小企業である。工業分野に限れば、中小企業が99.6%を占める。また、国内総生産(GDP)の約60%、特許の約70%が中小企業によるものであるのを始め、今日の中国において中小企業は、経済成長、雇用創出、技術革新等の面で重要な役割を果たしている¹⁾。民間中小企業はまさに中国経済成長の「原動力」と言えよう。中国の金融機関にとっての主な貸出先はもはや国営大企業ではなく、民

間中小企業のはずである。

しかし、中国の経済発展における中小企業の資金調達は、依然として最重要な課題である。中国経済が間接金融、特に大銀行に依存する中で、銀行側には中小企業に融資インセンティブが小さいという根本的な問題がある。民間企業が中心の中小企業に焦点を当てた政策は90年代後半より登場するようになり、現在では農業関連や零細企業向け融資促進を目的とした民間銀行の設立など中小企業育成策が取り組まれている。一方で資金調達、技術革新、人材確保といった面で大きな課題を抱えており、中小企業政策に対する注目度が高まっている。

市場経済の基では、様々な中小企業問題が生ずる。そこで、市場の機能を補完し、競争

キーワード：中国、中小企業金融、非市場経済、民営化、矛盾

Key words : China, SME financing, non-market economics, privatization, contradiction

力を有する中小企業を育成するために、中小企業政策が必要になる。したがって、中小企業政策は中小企業の競争力を強化し、市場経済の活性化を図ることを目的としている。本稿の目的は、中国における中小企業政策の歴史を概観したうえで、2000年代前後の中小企業金融政策を比較しその差異を析出することで、中小企業金融における銀行融資とそれに伴う信用保証という金融制度の問題点を考察することである。

本論の構成は以下の通りである。まず第2節では、中国の中小企業政策の意義と問題点について論じる。中国の中小企業である郷鎮企業の誕生、それに伴う中小企業政策の変遷について取り上げる。郷鎮企業は所有制と企業形態を示す概念ではなく、実際は一つの総合的な法律概念であり、現在国際的に通用されている中小企業という名称に取って代わったと思われる。特に1990年代に飛躍的な発展を遂げた郷鎮企業は、農村地域の供給と需要を創出し、農業の基礎的な条件を改善し、農民の生活水準を向上させた。次の第3節では、先行研究を踏まえて、中小企業の資金調達の特徴を論じる。中国の第13次5か年計画における中小企業金融政策を取り上げ、中小企業の資金調達の大半は国有商業銀行等金融機関からの借入に依存している現状、そして銀行融資に不可欠な政策金融手段の一つである中小企業信用保証制度について分析し、日本の制度融資の中国への示唆を結びとして、論文を閉じる。

II 中小企業政策の意義

中国における中小企業政策の根幹となっているのが「中華人民共和国中小企業促進法」である²⁾。中小企業に関する政策は、中小企

業の抱える問題点を反映して立案され、その変遷を見ることはすなわち中小企業の歴史を辿ることになる。

1. 中小企業政策の変遷

中国の中小企業とは、計画経済時代の人民公社が所有する「社隊企業」（後郷鎮企業）という農村集団所有制企業から株式会社等民間企業に転換した中小規模の農村企業体と都市部の民間企業体の総称である³⁾。

中国政府は、1998年7月、中小企業の改革及び発展に取り組む政府機関である国家経済貿易委員会中小企業司⁴⁾を設立し、中小企業政策に本格的に乗り出した。国有大企業の非効率性、地域経済の格差といった一連の諸問題が顕在化したことから、中国は民営化に一層取り組み、2003年に「中華人民共和国中小企業法」施行した。中国の中小企業金融制度も、同法の施行を契機とした市場経済の導入による実態経済の構造変換に伴って急速な変化を遂げてきた。2009年時点では、集団所有制企業の企業数は郷鎮企業全体の1%にも満たず、従業員数と総生産額もそれぞれ2%となった。こうして、1990年代の市場経済への移行期以降、郷鎮企業における従来の公的な性格が変わり始め、非集団所有（民間）企業が主体となってきている。

中国の郷鎮集団企業における体制改革の具体策としては、郷鎮政府による企業の直接経営→工場長請負制等の導入による間接経営体制への移行（1980年代末～1990年代初頭）→株式合作制の導入による所有と経営の分離（1990年代初頭～1997年頃）→集団所有の資産が企業から次第に撤退し株式を中心とする近代的企業制度の確立、という形に整理できる⁵⁾。

中国の中小企業金融制度に関する一考察

郷鎮企業と呼ばれた中国の中小企業政策の変遷についてより具体的に整理すると、表1のようになる。

このように、中国は様々な中小企業政策を策定する時、「中小企業発展の奨励と促進に関する若干の政策意見」、「中小企業促進法」、「非公経済36条」という3つの法律や政策をその根拠や基本としている⁶⁾。

2018年までの40年の改革を経て、中小企業を主体とする中国の民間経済は、国有経済に匹敵する力になってきている。今後の中国経済の発展は、活力のある民間部門と活力のない国有部門の共存という二重構造の解消にかかっている。

表1 中小企業政策の変遷（1978～2018年）

時期区分	1978～1983 (社隊企業の復活)	1984～1989 (郷鎮企業の飛躍的發展期)	1990～2018 (中小企業としての成長期)
中小企業政策立案省庁	國務院	國家經濟貿易委員會中小企業司と農業部(省)郷鎮企業局、地方政府直屬中小企業局、郷鎮企業局	工業情報化省中小企業局
政策思想	計畫經濟の中での市場經濟	公有制經濟を主体とし、個人・私營經濟を補完とする	1992年：社會主義市場經濟體制への移行、株式會社制度の導入、民營化の推進
政策思想を表明する文書等	1979年：「社隊企業の發展に関する若干問題の規定(草案)」	1984年：「農村の個体工商業に関する若干の規定」	1997年：「郷鎮企業法」 2000年：「中小企業發展の奨励と促進に関する若干の政策意見」 2002年：中国がWTO加盟 2003年：「中小企業促進法」の施行 2004年：「郷鎮企業局」を「中小企業局」へ改名 2005年：「非公經濟36条」公布
中小企業の実情	1978年社隊企業(中小企業)数：152万社(工業企業数の99.6%、工業生産額のほぼ4分の3を占めた)。従業員7人以下を「個人企業」と定義	1988年企業数：1,888万社。従業員8人以上を「私營企業」と定義し、「個人企業」と「私營企業」両者を合わせて民營企業と規定。 「蘇南モデル」：郷(村)集團所有；「温州モデル」：家族企業による一村一品生産型；「珠江モデル」：外資に依存した輸出型	2015年末：中国の企業総数は2,186万社、その90%(工業部門の99.6%)以上は民間中小企業。GDPの60%、雇用の80%、税収の60%を生み出している。 2017年1月時点で、約76.74%の中小企業の従業員規模は、30人以下。 創業が盛んな地域は、広東省39%、浙江省24%、江蘇省9%、山東省7%、河北省5%。
主な政策・基本法制	1981年：「都市部と農村部の非農業個人經營に関する政策規定」	1982年：憲法改正で、「民間部門は、社會主義国有經濟を補完するもの」と規定 1984年：「社隊企業を郷鎮企業に改名」 1988年：「私營企業暫定條例」	2016年：『中小企業發展促進計畫(2016-2020年)』公布。 2018年：新「中小企業促進法」の施行。 基本方針：国は、中小企業の發展促進を長期發展戰略と位置付け、各種企業の権利、機會及び規則の平等を堅持し、中小企業、特に小企業とマイクロビジネスに対し積極的な助成等の支援を行い、中小企業の設立及び發展に有利な環境を整備する
政策の特徴	市場經濟への第一歩	郷鎮企業の發展として表れた民間部門の成長	資本主義經濟體制の確立に伴う國家資本主義から民間資本主義への轉換期

(資料) 山田 宏(2008)「中小企業政策は何を目的とするのか」<http://www.sangin.go.jp/2008>；みずほレポート(2008)「中国における中小企業發展戰略」38頁；胸形哲哉「移行期 中国の中小企業論」稅務經理協會 2005年；閻滿博「中国郷鎮企業の民營化と日本企業」新たな産業集積を形成する「無錫」新評論 2008年；中国社会科学院「中国乡镇企业的发展与变化」(中国郷鎮企業の發展と変容) <http://ie.cass.cn/201712>より作成。

2. 中小企業の現況

中国の近代的産業の発展に、中小企業が重要である。中小企業の成長には、近代的な国家戦略が必要であり、中国の経済発展戦略は郷鎮企業という中小企業の発展として表れている。改革開放政策の開始時には中小企業という民営経済が中国のGDPに占める割合は1%程度でしかなかったが、現在では60%以上を占めるまでになり、また、税収総額においても60%以上を占めている。

2018年現在まで、農村から大都会に移住してきた農民労働者は毎年約2億人に達し、安いコストを以って中国の製造業を支えている。そして毎年約500万人が帰省し、新規事業を創業している。経済のグローバル化につれて、国際市場の需要の拡大に見合う大量生産の下、中国はすでに大規模な世界の工場になっている。一方、原材料や労働力のコスト上昇に伴う問題も山積している。市場経済の経験が不足しているので、中国政府はまだ有力な中小企業政策が打ち出せない。

中国は、集権的政治経済体制の下での資源配分という特殊性から、中小企業という考え方は比較的新しく、2003年に「中華人民共和国中小企業促進法」が施行されてからのことである。中小企業の分類規定は各業種別に決められているが、分類ができたのは2003年の「中小企業基準暫定規定」からと比較的最近のことである。2017年8月29日、中国国家统计局が改定後の最新の「統計上大中小零細企業分類基準（2017）」（《統計上大中小微型企業划分办法（2017）》）を公布し、2011年6月18日制定した「中小企業分類基準」（中小企業划型标准規定）に関する規定を廃止した⁷⁾。改定後の中小企業の範囲を、表2のように定義している。

2017年1月、アリババ中小企業ビジネススクールが売上高3億元以下の30万社の中小企業に対してアンケート調査を行い、約4,000枚の回収結果を発表した。中小企業の現況、経営者の事業マインド、事業成長のボトルネック、中小企業の成長戦略を巡って、アリババが独自に行った調査研究であり、民間シンクタンクによる中小企業のマクロ的な環境を如実に反映しているものと言えよう。

これに基づき、中小企業の現況を、表3においてまとめてみる。

2018年9月15日、週刊『東洋経済』が「中国vs日本：企業の実力徹底比較 50番勝負」というタイトルで特集を発表し、次のように書いている。「ファーウェイ、アリババ、テンセント…。イノベーションと拡大する内需を背景に、中国企業の躍進が目覚ましい。日本が中国より優位な産業はあとどれだけ残されているのか。50テーマで徹底検証した。」

そして「民間主導の革新に沸く北京の中関村と深圳」というテーマで、「官主導で最先端の実験が進む雄安に対し、北京と深圳では民間企業による下からのイノベーションが相次ぎ生まれている。北京大学や清華大学など、中国随一の名門校が集まる北京・中関村は中国のイノベーションを長年リードしてきた。中関村内に拠点を置く医療機器メーカー・海斯凱尔（ハイスーカイアー）の孫錦副総裁は、15歳で飛び級し清華大学に入学したエリート。博士課程まで進み、08年に同級生と起業。今では肝臓分野の医療機器で中国シェア7割を誇る。すでに欧米や日本、インドに進出しており、海外市場でもシェア拡大を目指す」と書いている⁸⁾。

日本の主要企業の60社の中国企業観は、5～10年後は「中国に追い越される」が4割

中国の中小企業金融制度に関する一考察

表2 中国における中小企業の範囲

業種	分類	従業員数 (人)	売上 (元)	総資産 (元)
農、林、牧、漁業	中小零細	N/A	2億以下	N/A
	中型	N/A	500万以上	
	小型	N/A	50万以上	
	零細	N/A	50万以下	
工業 (採鉱業、製造業、電力、 燃料ガス、光熱業、水の 生産と供給業)	中小零細	1,000以下	4億以下	4億以下 4,000万以下 N/A N/A
	中型	300以上	2,000万以上	
	小型	20以上	300万以上	
	零細	20以下	300万以下	
建築業	中小零細	3,000以下	8億以下	8億以下 5,000万以上 300万以上 300万以下
	中型	600以上	6,000万以上	
	小型	600以下	300万以上	
	零細	N/A	300万以下	
卸売業	中小零細	200以下	4億以下	N/A
	中型	20以上	5,000万以上	
	小型	5以上	1,000万以上	
	零細	5以下	1,000万以下	
小売業	中小零細	300以下	2億以下	N/A
	中型	50以上	500万以上	
	小型	10以上	100万以上	
	零細	10以下	100万以下	
交通運輸業 (鉄道運輸以外)	中小零細	1,000以下	3億以下	N/A
	中型	300以上	3,000万以上	
	小型	20以上	200万以上	
	零細	20以下	200万以下	
倉庫保管業	中小零細	200以下	3億以下	N/A
	中型	100以上	1,000万以上	
	小型	20以上	100万以上	
	零細	20以下	100万以下	
郵便業	中小零細	1,000以下	3億以下	N/A
	中型	300以上	2,000万以上	
	小型	20以上	100万以上	
	零細	20以下	100万以下	
宿泊と飲食業	中小零細	300以下	1億以下	N/A
	中型	100以上	2,000万以上	
	小型	10以上	100万以上	
	零細	10以下	100万以下	
情報送信サービス業 (テレビ、電話通信、イン ターネット関連)	中小零細	2,000以下	10億以下	N/A
	中型	100以上	1,000万以上	
	小型	10以上	100万以上	
	零細	10以下	100万以下	
ソフトウェア開発・ITサー ビス業	中小零細	300以下	1億以下	N/A
	中型	100以上	1000万以上	
	小型	10以上	50万以上	
	零細	10以下	50万以下	
住宅不動産業	中小零細	N/A	20億以下	1億以下 5,000万以上 2,000万以上 2,000万以下
	中型		1,000万以上	
	小型		100万以上	
	零細		100万以下	
プロパティマネジメント	中小零細	1,000以下	5,000万以下	N/A
	中型	300以上	1,000万以上	
	小型	100以上	500万以上	
	零細	100以下	500万以下	
リースとビジネスサー ビス業	中小零細	300以下	N/A	12億以下 8,000万以上 100万以上 100万以下
	中型	100以上		
	小型	10以上		
	零細	10以下		
その他明記されていない 業種 (研究開発、技術サー ビス、公共施設管理、修 理屋、文化、スポーツ関連)	中小零細	300以下	N/A	N/A
	中型	100以上		
	小型	10以上		
	零細	10以下		

(資料) 中国国家统计局《统计上大中小微型企业划分办法(2017)》「统计上大中小零細企業分類基準(2017)」より作成。

に達しているという。アリババの時価総額はすでにトヨタ自動車の2倍にも達している。「強力な産業政策、R&D投資で技術革新、高度人材を大量供給」という三本の矢を以って、中国は2025年に世界の製造業強国、2035年に世界製造業前位諸国の強国、2049年に世界の頂点に立つ製造業強国を目指している。

このように、イノベーションの担い手である中国の中小企業は、中国経済だけでなく、世界経済の「原動力」でもある。中国の中小企業政策は、世界の地域経済学者が取り組む

べき重大な研究テーマであり、日本の産業政策の立案にも大いに参考になるだろう。

3. 中小企業金融政策の概要

中国の中小企業金融政策は、中小企業向け金融機関の設立と中小企業信用保証機関の設立を中心に展開されたと言えよう。特に銀行融資に不可欠な信用保証制度の構築は最も積極的に進められているといえる。

中国の中小企業を金融面で支えているのが、地域に根差した国有商業銀行（30%）、株式

表3 中小企業の現況

中小企業の主なビジネス	機械ハードウェア (11.97%)	包装 (5.46%)	インテリアと建築材 (6.61%)	日用品 (6.61%)	ウーマンズウェア (6.17%)	靴、スーツケース、アクセサリ (5.92%)	マザー&キッズウェア (4.99%)	電気防犯設備 (4.33%)	その他 (11.23%)
中小企業の集積地	広東省 (39.21%)	浙江省 (24.38%)	江蘇省 (9.68%)	山東省 (7.24%)	河北省 (5.62%)	河南省 (3.90%)	安徽省 (2.63%)	北京、天津 (1.94%) (1.08%)	四川省 (1.30%)
中小企業の規模	1-5人 (29.61%)	6-10人 (21.81%)	11-20人 (17.21%)	21-30人 (8.11%)	31-50人 (9.06%)	51-80人 (4.80%)	81-100人 (3.79%)	101-200 (2.91%)	201-400人 (1.45%) 400人以上 (1.25%)
経営者の学歴	高校、専門学校以下：43.71%			短大：34.12%			四年制大学：20.78%		大学院修士以上：1.39%
経営者の年齢	(26-30) 24.25% (31-35) 24.12% (30代の経営者は半分近く)		(36-40) 15.79%	(41-45) 12.47%	(46-50) 6.42%	(50以上) 3.60%	(21-25) 11.92%	(20以下) 1.43%	
経営者の事業マインド	非常に楽観的 (21%) 理由：自分の判断力と想像力に自信がある (48%)、国が積極的に中小企業育成策を出してくれる (40.45%)、技術力に自信がある (31.31%)		楽観的 (33%) 理由：マクロ経済環境がよく、景気も良く続く (29.91%)、ビジネスモデルやチーム力に自信がある (26.77%)			どちらともいえない (34%) 理由：中小企業政策が確かなものであるか、また一貫性があるか、疑問に思う (58.52%)、マクロ経済の先行きが非常に不透明 (45.40%)、自社のビジネスモデルにあまり自信がない (27.51%)			悲観的 (12%) 理由：国の政策が中小企業を固く支持するものと思わない (63.50%)
事業成長のボトルネック	金融、財政面での中小企業育成策が乏しい (56.50%)		マクロ経済の減速によるビジネス成長のプレッシャー (45.33%)	人材不足による成長の制約 (35.72%)	イノベーションができない (29.81%)	経営管理に自信がない (22.23%)	経営者の見識がなく、経営理念にも問題がある (18.38%)	ニューテックや新ビジネスモデルに適応できない (15.82%)	その他 (7.09%)
事業成長の戦略	主力製品に専念し、それを最も優れたものにする (63.96%)		技術力を高め、イノベーションに勉 (42.67%)	ビジネスモデルを革新し、ニュービジネスに適應する (42.36%)	ガバナンスを強化し、チーム力を高める (34.63%)	マーケットを開発し、国際市場にも進出 (32.61%)	コスト作戦で成長する (28.47%)	どんなビジネスでも規模を目指す (14.74%)	Eコマースは消え、新たな販売モデルが登場 (76.51%)

(資料)《中小企業生存現況と発展策略》(中小企業生存実態と成長戦略) 阿里巴巴中小企业商学院<http://i.aliresearch.com/img/20170401/20170401165500.pdf>より作成。

中国の中小企業金融制度に関する一考察

制商業銀行（24%）、都市商業銀行、農村商業銀行、農村信用社（25%）など金融機関である⁹⁾。従って、中小企業と金融機関との取引関係は企業の資金調達に大きな影響を及ぼすだけでなく、ひいては中国経済のパフォーマンスを左右する重要な要素にもなっている。近年における中小企業金融政策の概要は、表4の通りである。

中国における金融自由化の動向は、中国の実態経済や企業活動のみならず、世界経済に

大きな影響を及ぼすと考えられることから、今後の金融自由化に向けた動きがさらに加速し、中小企業向け金融サービスのスケジュールがより具体化・明確化されることを要望したい。

Ⅲ 中小企業による資金調達の特徴

中国の中小企業金融制度とは中小企業の資金調達のための制度的な設計である¹⁰⁾。中国の中小企業の資金調達環境はあまり芳しくは

表4 中小企業金融政策の概要

時期区分	2003～12年	2013～18年
主要政策・基本法制	<ul style="list-style-type: none"> ① 2004年4月：貸出通則の改定—担保主義原則が削除 ② 2004年7月：商業銀行の授信業務の職責ガイドの制定—銀行貸出体制の画期的な変化 ③ 「小額貸付会社の試行に関する指導意見」 ④ 「融資性担保会社管理暫定基準」 ⑤ 「中小企業向け金融支援策の強化に関する若干の意見」 ⑥ 「小型金融機関の改革と発展の促進策」 ⑦ 「民間借貸の健全な発展を促進策」 ⑧ 「小型・零細企業向け金融サービスに対する差別化監督管理政策の細分化」 ⑨ 2011年：差別化準備預金制度を正式に導入 	<ul style="list-style-type: none"> ① 「商業銀行対小型企業向け金融支援の一層強化に関する通知」 ② 「小型零細企業の金融支持に関する実施意見」 ③ 2016年：差別化準備預金制度からマクロブレンデンス評価システム（MPA）へと移行、MPAには「自己資本比率・レバレッジ水準、資産負債水準、流動性、金利の決定、貸出、クロスボーダー融資リスク、貸出政策の執行状況」といった7分野の基準が含まれる。 ④ 2017年6月：新「中小企業促進法」において、「国家は、各類金融機構が中小企業の特徴に適する金融商品と金融サービスを開発・供給することを奨励する。担保融資制度を健全化し、金融機構が中小企業に対して売掛債権、知的財産権、在庫資産、機械設備等を担保品とする担保融資を提供することを支持する。」と明記 ⑤ 国務院金融安定発展委員会設立 ⑥ 「実体経済へのサポート、金融リスクの防止、金融改革の深化」 ⑦ 2017年7月：「金融政策、マクロブレンデンス政策」という二本立ての金融監督管理政策枠組みの健全化を明確 ⑧ オフバランス金融商品をMPA評価システムに導入 ⑨ 2018年：銀行間譲渡性預金（CD）をMPAの負債評価指標に組み入れ、クロスボーダー資金流動もMPA評価システムに導入
中小企業への金融	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行系金融機関は小型・零細企業向け貸出の伸び率が貸出全体の伸び率を超え、総額は昨年同期比を超えること。この要求を満たす小規模金融機関に対し、引き続き低い預金準備率を採用。 ・商業銀行は主に与信限度額500万元以下の小型・零細企業への貸出をサポートする。 ・貸出に関する監督管理と借入企業に対するモニタリングを強化する。 ・与信額500万元以下の小型・零細企業向け貸出にレール融資と同じ比率でのリスク計算を許可。 ・小型・零細企業向け貸出の不良債権比率に関しては、許容度を適度に高める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場化・法治化の「デット・エクイティ・スワップ」を更に推進し、小型・零細企業への支持を強化するため、中国人民銀行は、2018年7月5日から国有大型商業銀行、株式制商業銀行、郵政貯蓄銀行、都市商業銀行、非農域の農村商業銀行、外資銀行の人民元預金準備率0.5%を引き下げることを決定。 ・2018年9月1日から2020年12月31日まで、金融機構は、小型企業、マイクロ型（零細）企業と個人工商戸が小額貸付を支給して取得した利息収入に対して、増値税の徴収を免除する。金融機構が関連の免税証明書類を検査のために保存し、免税条件に合致する小額貸付の利息収入の見積を単独で行い、現行の規定により主管税務機構に納税申告を弁理する。見積を単独で行わない場合、増値税の徴収を免除しない。 ・金融機構が下記2つの方法の中に1つを選んで免税を適用することができる。 <ul style="list-style-type: none"> a. 金融機構が小型企業、マイクロ型企業及び個人工商戸に対して、利率レバゲルが人民銀行の同期貸付基準利率の150%（本数を含む）を上回らない1回限りの小額貸付を支給して取得した利息収入に対して、増値税の徴収を免除する。人民銀行の同期貸付基準利率の150%を上回る1回限りの小額貸付を支給して取得する利息収入は、現行の政策の規定に基づき増値税を納付する。 b. 金融機構が小型企業、マイクロ型企業及び個人工商戸に対して1回限りの小額貸付を支給して取得する利息収入の中に、当該貸付の人民銀行の同期貸付基準利率の150%（本数を含む）に基づき計算した利息収入を上回らない部分に対して、増値税の徴収を免除する。超過した部分に対して現行の政策の規定により増値税を納付する。
政策の特徴	実質上の金利自由化	金融自由化に伴う中小企業金融支援策の強化

(注) 中小企業金融の管轄省庁としては、①中国銀行業監督管理委員会、中国人民銀行（財務・金融監督官庁）、②国家開発銀行（政策金融機関）、③中小企業信用保証体系（信用保証機関）、④中国人民銀行MBTシステム（信用情報機関）が設けられている。
(資料) 西尾圭一郎・西村友作「わが国との比較で見る中国の中小企業金融の現状」、『証券経済研究』第78号、2012年6月；「中華人民共和國中小企業促進法」；神宮健「中国の金融制度改革と中小企業金融・消費金融の課題と新たな動き」『知的資産創造』2015年11月号；中国日本商会「中国経済と日本企業2018年白書」2018年；中国六通HP（<http://www.china6law.com/jp/info/16>）より作成。

ない。その原因は日本とは異なる金融構造に求められる¹¹⁾。中国国務院発展研究センター・地域経済研究部林家彬と日本国際協力銀行（当時）開発金融研究所林薫（2001）「中国の中小企業の現況」において行ったアンケート調査からも、この問題が伺える。そして中国の信用保証制度については、胡薇（2004）「信用保証制度の安定的発展について」において、日本との比較した論説でもこの問題が議論されている。

中国の中小企業金融制度については、独立行政法人国際協力機構と中国人民銀行が、2003年3月から2005年1月の間に行った「中華人民共和国中小企業金融制度調査最終報告書」においては、「中国の中小企業金融問題の根源には貸手と借手との二者間の金銭消費貸借という相対取引に国際標準に基づいて行われているとは言えないものが少なからず存在する」ということが厳密に取り上げられている。先行研究としては、大いに評価できる。その後、中小企業金融について活発な研究がなされ、文献は山積している。

中国国内の先行研究としては、大量な文献の中、田天・劉長海・李海濤（2012）による《信用担保理论, 实践与创新》（「信用保証理論、実践と革新」）；文学舟、梅強（2012）による《中国三种模式信用担保机构研究》（「中国の三つの類型の信用保証機関について研究」）があり、「公的信用保証以外に、営利的保証機関の整備」が主張されている。このような中国国内の研究は、事例の列挙にとどまっているものが多く、市場経済における政府の役割について十分把握していないように思われる。保証行為は、国による支援策であり、民間による営利行為でないはず。

日本国内の先行研究としては、計聡（2006）

「金融システムと経済発展—中国の中小企業金融のケーススタディーを中心に—」、関満博（2008）『中国郷鎮企業の民営化と日本企業』、駒形哲哉（2005）『移行期中国の中小企業論』、そして西尾・西村（2012）「わが国との比較で見る中国の中小企業金融の現状」、唐成（2011）「中国の中小企業金融」、邢明明（2015）「ポスト金融危機における中国中小企業資金調達への考察」、神宮健（2015）「中国の金融制度改革と中小企業金融・消費金融の課題と新たな動き」など多数の優れた文献があり、すべて、市場経済的な分析に基づいて書かれている。

これらの先行研究を踏まえ、筆者¹²⁾は、現在の中国があくまでも市場経済移行期にあり、まだ市場経済国ではない、企業、特に中小企業はまだ市場の主体となっておらず、国有資本・国家による独占市場が、中国型資本主義の典型的な特徴であると考えている。中小企業は、この独占的市場の場外組織として扱われ、その資金調達問題は単なる経済問題だけではなく、中国経済の民主化という政治問題であると考えている。民主化を伴わない経済成長には、限界がある。中国にも、欧米や日本のような中小企業金融市場が成立したとき、中国は市場経済国家として生まれ変わる。自由な金融市場とそれを支える整備された法制度や透明な会計制度こそが経済成長を支えるインフラである。

1. 資金調達の現状

企業の発展ステージと資金調達の概要をまとめると図1の通りである。重要な点は一口に「中小企業金融」と言っても性格の異なる二つの金融ニーズが存在することである。第一に創業期における「リスクマネー」、第二

中国の中小企業金融制度に関する一考察

に基盤確立期以降の「資金繰りないしは事業拡大のための資金」で、前者はそもそも銀行制度という金融仲介機能に馴染まない金融である。他方、後者は金融仲介機能を基盤とする金融が主であるが、事業拡大を支えるための「資本充実のための金融（増資）」も不可欠である¹³⁾。

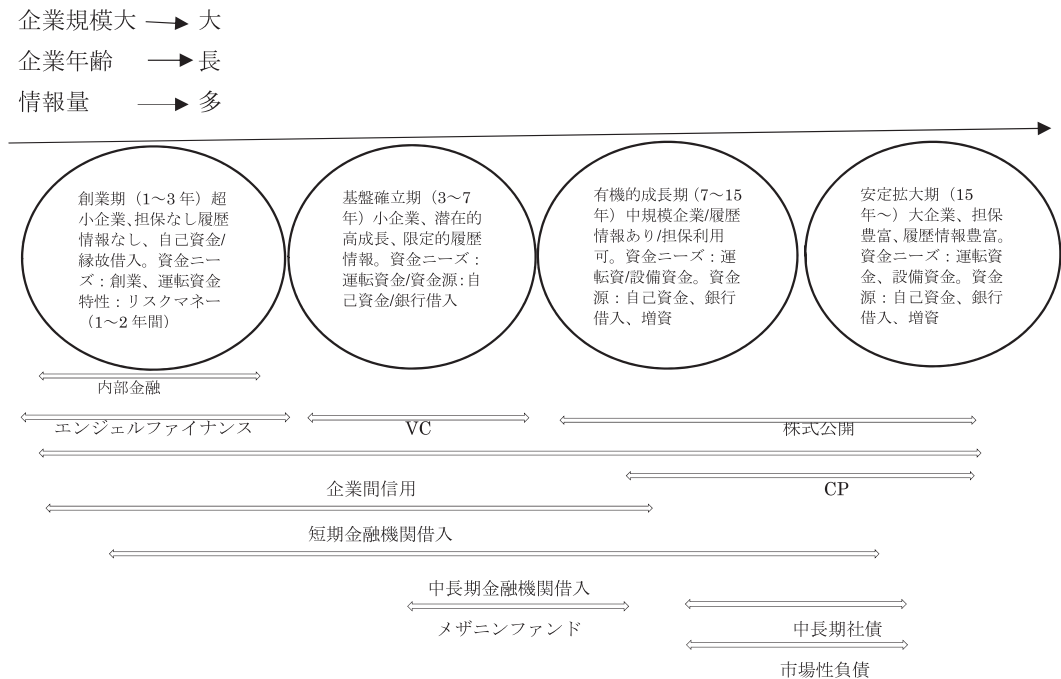
図1が示すように、企業の資金調達チャンネルに関して、一般的に市場での競争激化と企業の生産規模の拡大に伴い、企業の資金調達の中で外部資金の割合が次第に高まっていく。外部資金には直接金融と間接金融がある(図2参照)。直接金融というのは、企業の株式上場と社債発行による資金調達を指す。ただ、株式上場や社債発行を行う上での敷居が高く、制約も多いので、一部の民営大企業以外には実現することが難しい。従って、外部

資金の調達は間接金融がメインとなり、つまり、ほとんどが銀行借入ということになる¹⁴⁾。中小企業の場合、規模が小さく、地域性が強いいため、その国の経済事情、金融制度、そして文化及び慣習に影響を受けやすい。従って、中小企業資金調達手段の重点は国によって異なってくる。

2018年現在、銀行借入金は、中国の中小企業融資割合の60～70%台と、高いレベルにある。しかし、中小企業への融資金利は10%超で、担保要件、高い担保比率など厳しい融資条件が課されている。また中小零細企業のほとんどが公式な金融システムにアクセスできていないなど、統計上に現れてきていない多くの個人事業者・中小零細企業において資金調達難にあることが予想される¹⁵⁾。

中国の金融システムにおける中小企業への

図1 企業の発展ステージと資金調達



(資料) 村本勉 (2005)、独立行政法人国際協力機構と中国人民銀行 (2005) 70 頁より作成。

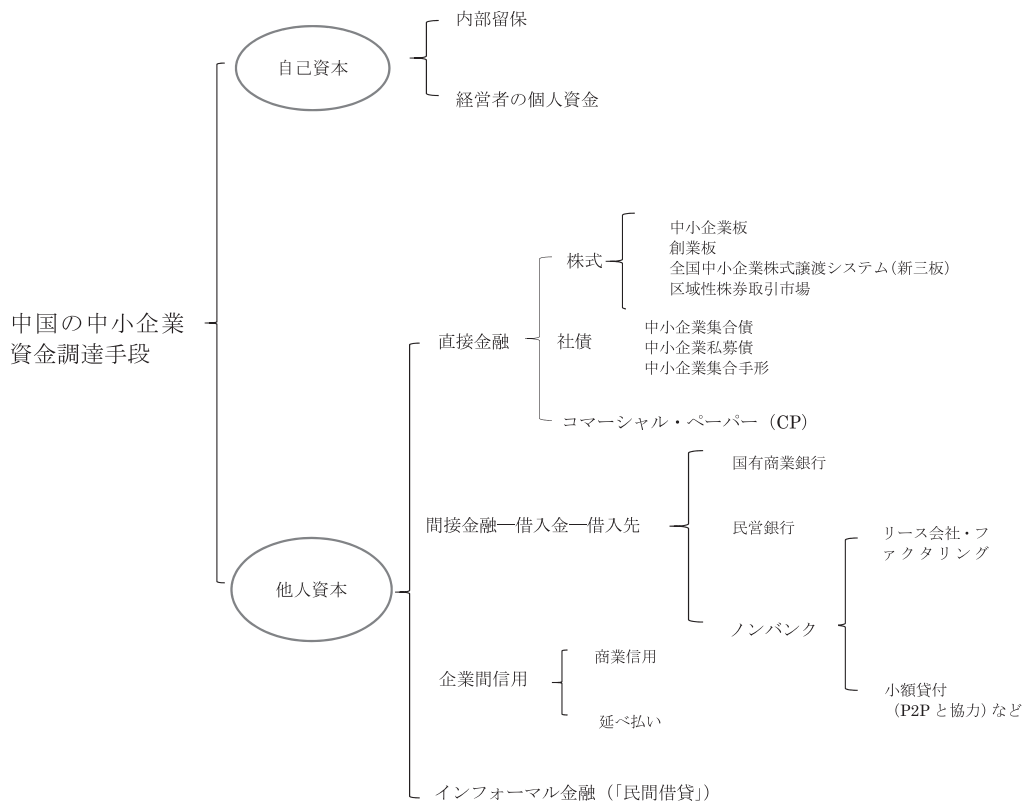
融資状況は、表5の通りである。

表5 中小企業への融資状況

中小企業の資金調達チャンネル	主な政府系金融機関	主な民間金融機関	金利	審査項目	担保比率
国有商業銀行 (30%) 股份制商業銀行 (24%) 都市商業銀行 農村商業銀行 (25%) 農村信用社 小額貸付 (P2Pなど) (7%) 債券、手形 1% 株式 1% 信託 1% PEなど 2% インフォーマル金融 1% 知人 (8%)	中国工商銀行 中国銀行 中国建設銀行 中国農業銀行 中国交通銀行 中国中信銀行 ・ ・	深圳前海微衆銀行 天津金城銀行 小額貸付会社 eコマース会社 ・ ・	10%超 ※中規模企業への平均金利 6%程度	財務諸表 ビジネスモデル 資産明細 保証履歴	50～70% (銀行、融資先によってはこれ以上の担保を要求)

(注) 1. 民営銀行は、アリババ、テンセントなど民間株主が所有し、2015年時点で天津、上海、浙江、広東省で新たに5行が試行された。そして深圳前海微衆銀行は、初のインターネット民営銀行で、支店を持たない。すでにビッグデータによる信用評価を行っている。スマホ上で自分の信用度の点数を確認できるサービスはすでによく知られている。
 2. 小額貸付会社は貸出ができるが預金は受け入れられず、資金源は資本金と銀行借入であり、銀行借入は准資本の50%を超えてはならない。
 3. 信用力の評価時に用いる情報源は、MBTシステム (中央銀行)、自行システムに頼る。
 (資料) 中小企業庁事業環境部金融課「平成27年度中小企業・小規模事業者の海外展開に関わる金融環境等に関する調査事業最終報告書」(2015)、神宮健 (2015)より作成。

図2 中国の中小企業資金調達手段



(資料) 蕨下・武士俣 (2006)、神宮健 (2015) より作成。

2. 信用保証制度の概要

中国では信用保証業のスタートは1993年である。1993年に、中国初の信用保証会社、中国投資担保会社が設立された。そして中小企業融資のための信用保証制度が整備され、信用保証機構が本格的に発展したのは1999年以後のことである¹⁶⁾。現行の中小企業信用保証システムは、政策的な国有信用保証機構を中心として、広大な民間信用保証機構と組合制相互信用保証機構が参加する特色を持っている(図3参照)。そして信用保証会社も融資型と非融資型に分類されている。2015年、中国にはおよそ8,000社の信用保証会社が存在し、保証額は全体で4,300億ドルに上る。こうした信用保証会社の3分の1程度が国有であり、保証額は全体の60%以上を占める。

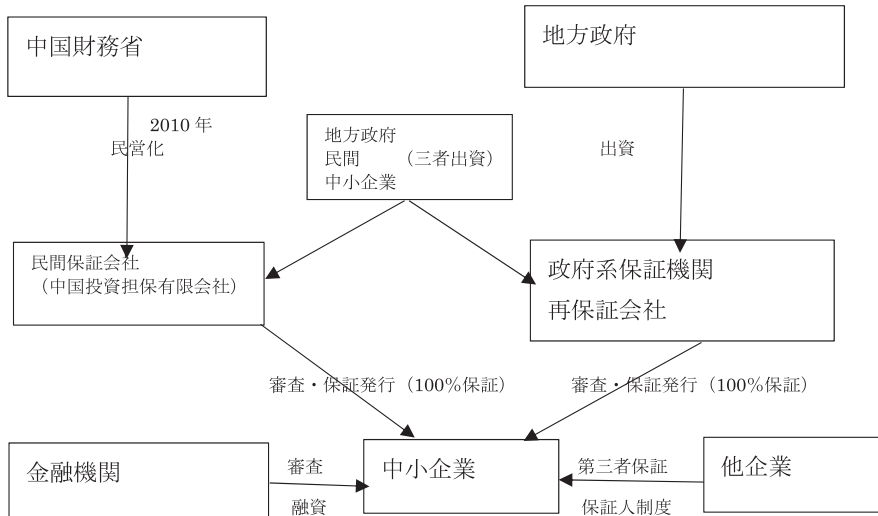
中国の信用保証の特徴は、政府系、民間ともに保証割合が100%であること、これは銀行側のモラルハザードを引き起こしやすい状況にあるといえる。しかし、民間による保証

の場合、第三者保証とも呼ばれる他の会社による保証人が必要で、現地企業の中にはこれを敬遠して保証を申し込まない企業も多い。

中国の信用保証制度は歴史が浅く、また地方政府保証機構の保証によって運営は統一されておらず、モラルハザード防止の具体的な施策はまだ発展していない。日本の再保険に該当する仕組みがないため、現在は保証機構の支払い能力が不足する場合は地方政府が保証を行うか、財源が不十分な状況である。そして民間保証会社の強引な保証(銀行の融資とセット)により、貸し倒れが発生しており、中国政府は新たな国有の保証制度を提唱している¹⁷⁾。

中国企業の平均寿命は短く、統計によるとわずか2.5年となっている。グループ企業の平均寿命は7~8年で、欧米企業の40年の平均寿命と比べると、大きな開きがある。中国企業は数が多いが、その寿命は短く、「1年目に企業を設立し、2年目に富を築き、3年目に

図3 中国の信用保証制度



(資料) 中小企業庁事業環境部金融課『平成 27 年度中小企業・小規模事業者の海外展開に関わる金融環境に関する調査事業最終報告書 (2015) 88 頁等より作成。

倒産する」という道をたどっており、実力をつけられる企業は数えるほどである。

中国が分権的市場経済体制を構築し、民営化に本格的に取り組む時期がもう迫ってきている。現在の構想中の「中国モデル」は、仮設的なモデルに過ぎない。何が国家の役割で、何が市場の役割かという根本的な問題が解決されない限り、中国のガバナンスシステムが崩れる。従って、改革のキーワードは、「中小企業金融制度構築」である。

中国は、非公経済36条という法律により初めて、個人及び私営企業などの民営企業が、法律上で国有企業と同等の権利や待遇を受けることが認められた。非公経済36条は、その内容を主に7つの点に要約できる。①民営経済の市場参入の公平性を確保する、②民営経済への財政・税金・金融支援を強化する、③民営経済に対する社会支援体制を整える、④民営企業の利益及び従業員の權益を保護する、⑤民営企業自らの能力を改善する、⑥民営経済への監視制度と管理方法を改善する、⑦民営経済への指導を強化する、など。しかし、これらはまだ現実化されていない。従って、中小企業の廃業率が極めて高い。

要するに、中国中小企業金融の問題は資金供給側の問題として制度の問題もあれば、資金の借手である中小企業が問題点としている金融機関の行動、さらに信用保証制度や信用保証会社の問題が挙げられる。

筆者は、中小企業金融問題は、非市場経済体制の「中国式資本主義における市場の失敗」問題であると思っている。中国は、「政府だからこそできること、政府でなければできないこと」に精力を集中すべきである。そうしなければ民間の活力を発揮させることはできない。

IV 結び

中小企業金融を強化する支援体制については、中国は日本に学ぶべきである。一つは政策性中小企業専門金融機関を設立することである。今一つは、日本のような制度融資スキームの導入である。そのための資金は財務省から国有銀行経由で中小企業に流れるという、中国の制度に見合った制度金融を創設するという道しかない¹⁸⁾。これは、中国経済の民主主義への第一歩となろう。

注

- 1) 岡村 志嘉子「【中国】中小企業促進法の改正」国立国会図書館調査及び立法考査局 2017年11月。
- 2) 同法は2002年6月に制定されたが、その後2017年6月に改訂され、中国の中小企業に関する最初の専門法律として2018年1月1日から施行された。
- 3) 企業資産の所有形態の違いにより、中小企業は国有、集体（集団）所有、個人及び私営（民営）、三資の企業に分けることができる。集団所有制企業とは、企業資産が集団に帰属する企業であり、主として都市の集団所有制企業と郷鎮企業が含まれる。都市集団所有制企業は企業財産が企業職工の所有に属し、共同労働が実行され、労働に応じた分配を主体とする公的企業である。また、郷鎮企業は、農村の集団経済組織および農民個人が主に投資して郷鎮や村が起こした農村支援義務を負う企業である。即ち郷、鎮に所属する公的企業と私的企業である。「農業から生まれ、血縁上、地理上、経済上、農村と密接な連繋を持ち、農民に属する自主的経営・独立採算の経済組織であり、それは都市商工業に対して使われる言葉である」候（1990）。三資企業は、中国において外国企業が設立した合弁、合作、独資の3形態の企業を指す。
- 4) 日本の中小企業庁に相当。
- 5) 孫 岩巍「所有制からみる郷鎮企業の発展」中

中国の中小企業金融制度に関する一考察

- 央大学大学院経済学研究科博士後期課程 2011年10月。
- 6) 李南君「中国における中小企業への支援政策の現状と将来展望」『地域政策研究』（高崎経済大学地域政策学会）第16巻、第4号、2014年3月参考。
 - 7) 李彭「中国中小企業資金調達の実態と問題点」松山大学論集 2008年10月参考。中国中小企業分類基準は、次のように変遷している。①1950年代初の小型企業：動力機械を持つ15人以下、動力機械を持たない30人以下；②1962年の小型企業：500人以下（固定資産原価）；③1978年の小型企業：年間総合生産力（従業員数、機械設備）；④1988年の小型企業：生産能力、機械設備、固定資産原価（産業別で異なる基準）；⑤1998年の中小企業：年間売上、資産総額（産業別で異なる基準）；⑥2003年の「中小企業基準についての暫定規定」；⑦2011年制定した中小企業分類基準；⑧2017年の「統計上大中小零細企業分類基準（2017）」。
 - 8) <https://premium.toyokeizai.net/articles/-/18823>
 - 9) 神宮 健「中国の金融制度改革と中小企業金融・消費者金融の課題と新たな動き」『知的資産創造』2015年11月号参考。
 - 10) 童適平「中国における中小企業金融の概要」『最新中国金融・資本市場』、日本証券経済研究所編、平成25年、268頁参照。
 - 11) 西尾（2012）。
 - 12) 筆者は、かつて中国国籍であり、平成29年7月日本に帰化している。それまで中国の国立大学専任教員として25年間務めた経験・研究蓄積に基づいて中国の国家制度を分析し、市場メカニズムを導入した中国は権力による資源配分という中国型資本主義制度を構築していると判断している。中国の中小企業資金難問題と日本の中小企業資金難問題は、本質的に違う。
 - 13) 独立行政法人国際協力機構と中国人民銀行「中華人民共和国中小企業金融制度調査最終報告書」（2005）70頁参照。
 - 14) 邢明明「ポスト金融危機における中国中小企業資金調達への考察」『現代社会文化研究』No.61 2015年12月参照。
 - 15) 中小企業庁事業環境部金融課『平成27年度中小企業・小規模事業者の海外展開に関わる金融環境等に関する調査事業最終報告書（2015）84頁参照。
 - 16) 童適平（2013）286頁参照。
 - 17) 中小企業庁事業環境部金融課『平成27年度中小企業・小規模事業者の海外展開に関わる金融環境等に関する調査事業最終報告書』。
 - 18) 独立行政法人国際協力機構と中国人民銀行「中華人民共和国中小企業金融制度調査最終報告書」（2005）70頁参照。

参考文献

- 独立行政法人国際協力機構と中国人民銀行「中華人民共和国中小企業金融制度調査最終報告書」（2005）
- 中小企業庁事業環境部金融課『平成27年度中小企業・小規模事業者の海外展開に関わる金融環境等に関する調査事業最終報告書』
- 中国国家统计局、『中国統計年鑑』2003～2017年版
商工組合中央金庫編・岡室博之監修『中小企業の経済学』千倉書房 2016年3月12日
- 中国金融学会、『中国金融年鑑』2003～2017年版
加藤 秀雄 著『日本産業と中小企業』—海外生産と国内生産の行方 新評論 2011年8月25日
張秋華 著／太田康夫 監修『中国の金融システム』—貨幣政策、資本市場、金融セクター 日本経済新聞出版社 2012年1月12日
家森信善 編著『地域の中小企業と信用保証制度』—金融危機からの愛知経済復活への道 中央経済社 2010年9月20日